

# 消滅時効の起算点と期間

<b>債権</b>	<b>原則</b>		権利を行使することができることを知った時から <b>5年</b> (166 I ①) か、権利を行使することができる時から <b>10年</b> (166 I ②) かの早い方
	<b>例外</b>	判決等で確定した権利	確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定した時から <b>10年</b> か <b>元の期間</b> かの遅い方 (169 I) (弁済期末到来の債権を除く (169 II))
		不法行為による損害賠償請求権	被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から <b>3年</b> (724①) か、不法行為の時から <b>20年</b> (724②) かの早い方
		生命・身体の侵害による損害賠償請求権 (債務不履行/不法行為)	債権者が権利を行使することができることを知った時 (166 I ①) (被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時 (724 の 2 → 724①)) から <b>5年</b> か、権利を行使することができる時 (167 → 166 I ②) (不法行為の時 (724②)) から <b>20年</b> かの早い方
		定期金債権	債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から <b>10年</b> (168 I ①) か、当該各債権を行使することができる時から <b>20年</b> (168 I ②) かの早い方
<b>債権および所有権以外の財産権</b>			権利を行使することができる時から <b>20年</b> (166 II)